

「送り付け商法」で届いた商品は、すぐに捨ててOK！ 返品を求められても、返す必要はありません！

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター)(☎287-0858)

「送り付け商法」とは、注文していない商品を一方向的に送り付け、代金を請求する手口のことです。これに関する特定商取引法の改定により、7月6日から、**一方的に送り付けられた商品**は、14日間保管する必要がなくなり、**直ちに処分可能**となりました。



どんな物が送られてくるの？

送られてくる物は、カニなどの海産物や健康食品などさまざまです。昨年は、国が布マスクを配布したことをまねて、マスクを勝手に送り付けする手口が多く現れ、注意が呼び掛けられました。



送り付け商法に関するQ & A

- Q. 自分宛てに身に覚えのない商品が送付されてきた。代金を支払わなくてはいけないの？
- A. 一方的に送り付けられた商品に、代金を支払う必要はありません。
- Q. 海外から送付されてきた商品についても、特定商取引法上の規定は適用されるの？
- A. 海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられた商品についても適用されます。



一方的な送り付け行為への対応3か条

その1 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができます。

その2 事業者から金銭を請求されても支払い不要

一方的に商品を送り付けられた場合、金銭を支払う義務は生じません。また仮に、消費者がその商品を開封したり、処分したりしても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

その3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払いの義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、消費者ホットライン(☎188)に相談しましょう。

相談室一言アドバイス▶▶「送り付けかと思ったら、家族が送ったものだった」という報告を受ける場合があります。処分する前に、ご家族や親戚に確認を！

ねんきんダイヤル
 (☎0570・05・1165)、水戸北年金事務所
 (☎231局2283)

問い合わせ

お問い合わせ
 ねんきんダイヤル
 (☎0570・05・1165)、水戸北年金事務所
 (☎231局2283)

▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、早めの追納をお勧めします。なお、令和3年度中に追納する際の保険料は、下表のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成23年度の月分	1万5,350円	1万1,510円	7,680円	3,830円
平成24年度の月分	1万5,200円	1万1,400円	7,600円	3,800円
平成25年度の月分	1万5,180円	1万1,380円	7,590円	3,790円
平成26年度の月分	1万5,330円	1万1,500円	7,660円	3,830円
平成27年度の月分	1万5,650円	1万1,740円	7,820円	3,920円
平成28年度の月分	1万6,310円	1万2,230円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	1万6,520円	1万2,390円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	1万6,360円	1万2,260円	8,180円	4,080円
令和元年度の月分	1万6,410円	1万2,310円	8,200円	4,100円※
令和2年度の月分	1万6,540円	1万2,400円	8,270円	4,130円※

※追納加算額はありません。

▽追納が可能なのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、令和3年4月分の免除等分については令和13年4月末まで)に限ります。

▽納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。

追納する際の注意点

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付・追納することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は社会保険料控除となるため、所得税・住民税が軽減されます。

国民年金
 だより
 「追納制度」
 国民年金保険料の

